

令和7年度 川口市立南中学校 部活動に係る活動方針

令和7年1月に「川口市部活動方針」が改訂された。本校における部活動もこれに則って実施していくとともに、「令和7年度 川口市立南中学校 部活動に係る活動方針」を以下のとおり策定する。

1 部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や個性の伸長、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

2 部活動の目的

- ・学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- ・計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。
- ・生徒同士や生徒と教員等との関りを通じて自己の能力やスキルの向上、コミュニケーション能力、協調性、責任感等を養い、目標達成の喜びや達成感、自己肯定感を得るとともに、共通の目標を持つ仲間と深い友情を築く。

3 本校の部活動

(1) 運動部

野球部・サッカー部・ソフトボール部（女子）・男子ソフトテニス部・女子ソフトテニス部
男子卓球部・女子卓球部・男子バレーボール部・女子バレーボール部
男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・剣道部・水泳部・陸上競技部
駅伝部（7～11月 主に朝練習 他の部活動との二重所属も可）

(2) 文化部

吹奏楽部・家庭科部・囲碁将棋部・美術部・書道部

4 部活動の入部・退部・部活動継続

- ・部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、入部については任意とし、入部届を担任に提出する。退部する場合は、担任と顧問に相談の上、退部届を担任に提出する。
- ・3年生は、基本的に学校総合体育大会（運動部）、コンクール等（文化部）で引退となる。その後の部活動の継続を希望する場合、3年生は顧問と保護者の了承を受け、部活動継続願を提出する。

5 運営のための体制整備

- ・各部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）について作成し、校長に提出する。
- ・各部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動内容（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を策定し、校長に提出するとともに、生徒及び保護者に公表する。
- ・部活動費用（部費など）を徴収する際は、校長の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

6 休養日・活動時間等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう配慮し、以下のとおりとする。

(1) 休養日等の設定について

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
- ・学期中は、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする（学校総合体育大会および市民体育祭の2週間前の週末は除く）。
- ・学期中は、週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学期中は、水曜日を全部活動の休養日とする。
- ・定期テストの1週間前及び定期テスト期間中の部活動は、原則行わない。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日の設定に準じる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁日（8月10日から16日まで、11月14日、12月28日、1月4日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、原則休養期間とする。
- ・大会・コンクール等への出場で休養期間での活動がやむを得ないと顧問が判断した場合、顧問は、校長に休養期間中の活動を申し出る。校長は、活動内容を確認して活動及び大会・コンクール等への参加の可否を判断する。休養期間に活動した日数は休養日として他の日に割り振る。

(2) 活動時間について

- ・平日の活動について、教員の勤務時間内に実施することを基本とする。
- ・学期中における1日の活動時間は、長くとも平日120分程度、休業日は180分程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・長期休業中の活動の時間は、学期中における休業日の扱いに準じる。

① 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

	活動時間	完全下校時刻
平日（5時間授業日）	120分程度	17：00
平日（6時間授業日）	90分程度	17：30
平日（3時間授業日等）	120分程度	17：00
休業日（週末等）	180分程度	活動終了後速やかに下校

② 令和7年10月1日以降

	活動時間	完全下校時刻
平日（5時間授業日）	90分程度	16：45
平日（6時間授業日）	30分程度	16：45
平日（3時間授業日等）	120分程度	16：45
休業日（週末等）	180分程度	活動終了後速やかに下校

③ 活動時間の延長

- ・大会前の期間（2週間程度）は、保護者の同意を得て、活動時間を30分程度延長することができる。
- ・対象となる大会は、中体連主催の5大会（通信陸上・中高水泳記録会・学校総合体育大会・市民体育祭・駅伝大会）、吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、吹奏楽コンクール新人戦とする。

④ その他

- ・活動時間は、「活動開始から活動終了」までの時間を指し、「活動途中の休憩時間」も含まれる。
- ・活動時間の中に、活動前後の準備や片付け、ミーティング等をする時間は含まない。
- ・活動時間の「程度」とは、活動前後の準備や片付け、ミーティング等もあることから、幅を持たせている。しかし、平日120分、休業日180分を大幅に超える活動が常態化しないように留意する。
- ・例えば、休業日の練習試合も市の方針に則り、原則として180分程度とする。
- ・朝練習（学期中の課業日において、始業前に実施される活動）は、駅伝部を除き、原則実施しない。
- ・熱中症対策のため、週末や夏季休業日等に保護者の同意のもと早朝より活動する場合がある。

7 指導の在り方

校長、部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

(1) 体罰等の防止

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な指導

(3) 安全指導の徹底

① 事故防止の徹底及び発生時の対応

- ア 生徒の健康状態と能力を把握する。
- イ 生徒の安全に配慮した適切な指導を行う。
- ウ 活動場所の安全点検を確実にを行い、危険因子を除去する。
- エ 事故が起きた場合に救護等の適切な事後措置をとる。

② 熱中症事故防止の徹底

- ア 活動場所の気温が35℃、または暑さ指数（WBGT）31以上の場合は、原則として活動を行わない。また、それに満たない状況であっても、熱中症予防運動指針を参考に、活動時間の短縮や活動中止について考慮する。
- イ 活動中は、適切な水分・塩分補給を行うとともに、こまめに休憩を取る。
- ウ 体育館や教室等の活動場所において、適切にエアコンを使用する。
- エ 熱中症の兆候（①顔色が悪くなる、②しゃがみこんでしまう、③めまい、④頭痛、⑤吐き気）等の症状が見られる場合には、直ちに活動を中止し、保冷剤や氷で体を冷やす、空調を効かせた教室で休養させるなど必要な措置を行い、水分を自分で摂取できない場合や症状が改善しない場合は、医療機関へ搬送する。

③ その他

- ア 校長は、体罰等の防止に関する研修や心肺蘇生法や AED 使用に関する研修等を実施する。
- イ 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、部顧問、担任、養護教諭等の連携を図り、情報交換等を行う。
- ウ 校長は、部顧問の校外で実施される研修会等への積極的な参加を推進する。
- エ 校長は、学校の指導体制等において、技能等の向上や大会等で好成績を収めることのみを目指す活動としないようにする。

8 活動の決まりについて

- ・部活動は、学校生活と同様の決まり（校則やマナー）に沿って行う。
- ・部活動を欠席する際は、必ず顧問の先生に保護者または生徒から伝える。
- ・携帯電話（スマートフォンを含む）を学校の許可なく持ってきたり、使用したりしてはいけない。
- ・遠征の際、必要以上の金銭は持ってこない。緊急時に使用する際は、部顧問や外部コーチの許可を得て使用する。
- ・当日のスケジュールを確認し、十分な軽食や水分を持参すること。
- ・行き帰りなどで絶対に買い食い等の寄り道をしない。
- ・自転車に乗る際は、交通ルール（左側通行やヘルメット着用等）を守り、交通事故に気を付ける。
- ・貴重品や自転車のカギなどは、自分で管理する。

9 地域クラブ活動について

- ・地域クラブでの活動は、部活動（学校の教育活動）とは全く別のものである。
- ・地域クラブでの活動下における事故は、学校で契約している災害給付制度（日本スポーツ振興センター）は、適用されない。
- ・地域クラブの活動に参加する場合、一旦下校しなければならない。
- ・下校後、地域クラブの活動に参加する場合、自転車での来校は可能。
- ・自転車で来校した場合、自転車は土手または駐車場に置く。
- ・地域クラブへの所属は個人で判断する。部活動に所属したら自動的に地域クラブに所属するものではない。
- ・地域クラブは、原則として学校備品を使用することはできない。
- ・施設の借用について、地域クラブが学校名での借用はできない。
- ・学校で地域クラブの活動する場合、その他の学校施設利用団体と同様に申請をする必要がある。（※場合によっては抽選を行う。）
- ・学校の先生は、勤務時間中に地域クラブの手伝いをすることはできない。